

障害福祉サービス等の利用者負担の激変緩和策等についての事業者説明会

1 障害福祉サービス等の利用者負担の激変緩和策について

(1) 激変緩和策の概要

資料を用いて、本市の激変緩和策の概要を説明しました。

(2) 対象者証による確認とサービス提供証明書の発行等

激変緩和策で用いる様式を説明しました。

サービス提供時に、**対象者証により対象者であることの確認**をお願いします。

対象者について、利用者負担の領収書発行時に、**サービス提供証明書を併せて発行**するようお願いいたします。

2 障害福祉サービス等の支給決定基準について

(1) 支給決定基準の概要

障害福祉サービス及び地域生活支援給付の本市の支給決定基準の概要を説明しました。

(2) 利用者からの相談への活用

支給決定基準は、**利用者からのサービス提供の相談等に活用**くださるようお願いいたします。

3 地域生活支援給付事業について

(1) 4月1日以降の事業者登録

現在、地域生活支援給付経過措置登録事業者としてサービス提供を行っている事業者が来年4月以降も継続してサービス提供を行う際に必要となる事業者登録について説明しました。

手続の詳細は、来年1月中旬に市のホームページに掲載します。

(2) 地域生活支援給付の受給者証

現在、地域生活支援給付の利用者は、仮受給者証にてサービスを受けていますが、新規利用者及び来年4月以降の現利用者に交付する受給者証について説明しました。

(3) 日中一時支援(日中預かり型)の報酬算定方法

11月9日の説明会で配付した地域生活支援給付のサービスコード表のうち、日中一時支援(日中預かり型)の算定方法について説明しました。

1時間までのサービス提供ごとにコード表に記載の単位数を算定します。

日中基本のサービス提供時間による算定例:

15分 43単位、1時間 43単位、1時間1分 86単位

サービス利用計画(本サービスにおいては利用前の口頭の契約が相当)におけるサービス提供時間に基づき報酬を算定することは、居宅介護等と同様ですので、1時間の倍数を少々超える端数時間を計画する場合は、上記の算定方法を利用者には十分理解させてください。

4 障害者自立支援給付支払システムについて

(1) システムの概要

来年10月から開始予定の、千葉県国民健康保険団体連合会(国保連)を經由した情報システムを活用した請求事務の概要について説明しました。

詳細情報については、国からの情報提供を待って適宜お知らせする予定です。

(2) 事業者の準備作業

インターネットに接続されたパソコン、電子証明書、簡易入力システムが必要となります。

5 その他

(1) 障害者自立支援法円滑施行特別対策について

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度までの特別対策として国が実施する事業について、概要を説明しました。

詳細情報については、国からの情報提供を待って適宜お知らせする予定です。

(2) 電子メールを利用した情報提供について

情報の迅速な提供と経費節減を図るため、事業者説明会資料について、事前に電子メールで情報提供を行い、説明会当日に当該資料を印字のうえご持参いただく等、市からの情報提供に電子メールを活用することを考えておりますので、パソコン等で大量データを受信可能な電子メールアドレスについて、アンケート用紙にてご回答くださるようお願いいたします。